

## 生殖補助医療（顕微授精、体外受精）

下記の項目に該当される方が、助成対象となります。

### 治療の種類

治療ステージ A～F、男性不妊治療のいずれかに該当の方

A：採卵から新鮮胚移植を実施

B：採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施

（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために一定期間あけた後に胚移植を行う治療を行った場合）

C：以前に凍結した胚による胚移植を実施

D：体調不良等により移植のめどが立たず、治療終了

E：受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精等により中止

F：採卵したが、卵が得られない、又は状態がよい卵が得られないため中止

**男性不妊治療：**精子を精巣または精巣上体から採取するための手術に限る

（手術を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため、治療を中止した場合も助成の対象）

### 治療期間

採卵の準備又は胚移植を行うための投薬開始～妊娠確認まで

（治療計画作成を行った場合は作成の日を含む）

### 留意事項

- ・他市町村に居住地を移した場合、助成対象となるのは本市に居住していた期間のみです。
- ・医療を受けた本人のみが助成の対象になります。同行者分は助成対象外です。
- ・診療を行わない薬や処方箋の受け取り、カウンセリングのみの通院は助成対象外です。
- ・令和7年6月30日以前の通院は助成対象外です。